

平成 16 年 11 月

販売店様各位

ジクロロボス含有する樹脂蒸散剤(ジクロロボス樹脂蒸散剤)

販売にあたっての適正使用指導のお願い

アース製薬株式会社

謹啓

ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より一般用医薬品の販売にあたっては、適正使用のためのご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省より平成 16 年 11 月 2 日付けで「ジクロロボス（DDVP）蒸散剤の安全対策及びその取扱いについて」が通知され、当該製品の使用等に関する注意喚起を徹底するように指示されました。

つきましては、ここにご案内いたします内容をご理解いただき、当該製品につきましてはお客様の安全性確保のため、下記内容を十分にご説明の上、消費者用「お知らせ文書」を製品へ添付して、ご販売いただくようお願いいたします。

謹白

記

ジクロロボス含有する樹脂蒸散剤（ジクロロボス樹脂蒸散剤）の

ご販売にあたって

お客様には以下の内容について十分説明、確認の上、ご販売ください。

1. 「用法及び用量」で使用場所の一部が次のように改訂されました。
 - 以下の場所のうち、人が長時間留まらない区域：
店舗、ホテル、旅館、工場、倉庫、畜舎、テント、地下室
2. 次のような場所では使用できませんので、ご注意ください。
 - 居室（客室、事務室、教室、病室を含む）、居室にある戸棚・キャビネット内など
 - 飲食する場所（食堂など）及び飲食物が露出している場所（調理場、食品倉庫、食品加工場など）

以上

1. バポナ殺虫プレート・バポナハーフ殺虫プレートの使用場所及び使用上の注意の

改訂

(1) 「用法及び用量」の改訂内容 (改訂箇所のみ抜粋)

改訂前	改訂後				
<table border="1"> <tr> <td>使用場所</td> </tr> <tr> <td>店舗、ホテル、旅館、事務室、食堂、工場、倉庫、畜舎、テント、地下室</td> </tr> </table>	使用場所	店舗、ホテル、旅館、事務室、食堂、工場、倉庫、畜舎、テント、地下室	<table border="1"> <tr> <td>使用場所</td> </tr> <tr> <td><u>以下の場所のうち、人が長時間留まらない区域：</u> 店舗、ホテル、旅館、工場、倉庫、畜舎、テント、地下室</td> </tr> </table>	使用場所	<u>以下の場所のうち、人が長時間留まらない区域：</u> 店舗、ホテル、旅館、工場、倉庫、畜舎、テント、地下室
使用場所					
店舗、ホテル、旅館、事務室、食堂、工場、倉庫、畜舎、テント、地下室					
使用場所					
<u>以下の場所のうち、人が長時間留まらない区域：</u> 店舗、ホテル、旅館、工場、倉庫、畜舎、テント、地下室					

(下線部：変更箇所)

(2) 「使用上の注意」の改定内容 (改訂箇所のみ抜粋)

改訂前	改訂後						
<table border="1"> <tr> <td>してはいけないこと</td> </tr> <tr> <td>1. <u>飲食物（生鮮食料品、バター、パン等）が露出して置いてあるような戸棚、ショーケース等、調理場及び生鮮食料品を取り扱う倉庫、店舗では使用しないこと。</u></td> </tr> <tr> <td>2. <u>本剤は病室では使用しないこと。</u></td> </tr> </table>	してはいけないこと	1. <u>飲食物（生鮮食料品、バター、パン等）が露出して置いてあるような戸棚、ショーケース等、調理場及び生鮮食料品を取り扱う倉庫、店舗では使用しないこと。</u>	2. <u>本剤は病室では使用しないこと。</u>	<table border="1"> <tr> <td>してはいけないこと</td> </tr> <tr> <td>1. <u>居室（客室、事務室、教室、病室を含む）では使用しないこと。なお、居室にある戸棚・キャビネット内などでも使用しないこと。</u></td> </tr> <tr> <td>2. <u>飲食する場所（食堂など）及び飲食物が露出している場所（調理場、食品倉庫、食品加工場など）では使用しないこと。</u></td> </tr> </table>	してはいけないこと	1. <u>居室（客室、事務室、教室、病室を含む）では使用しないこと。なお、居室にある戸棚・キャビネット内などでも使用しないこと。</u>	2. <u>飲食する場所（食堂など）及び飲食物が露出している場所（調理場、食品倉庫、食品加工場など）では使用しないこと。</u>
してはいけないこと							
1. <u>飲食物（生鮮食料品、バター、パン等）が露出して置いてあるような戸棚、ショーケース等、調理場及び生鮮食料品を取り扱う倉庫、店舗では使用しないこと。</u>							
2. <u>本剤は病室では使用しないこと。</u>							
してはいけないこと							
1. <u>居室（客室、事務室、教室、病室を含む）では使用しないこと。なお、居室にある戸棚・キャビネット内などでも使用しないこと。</u>							
2. <u>飲食する場所（食堂など）及び飲食物が露出している場所（調理場、食品倉庫、食品加工場など）では使用しないこと。</u>							

(下線部：変更箇所)

2. バポナミニ殺虫プレートの使用場所及び使用上の注意の改訂

(1) 「用法及び用量」の改訂内容 (改訂箇所のみ抜粋)

改訂前	改訂後				
<table border="1"> <tr> <td>使用場所</td> </tr> <tr> <td>倉庫、畜舎、地下室</td> </tr> </table>	使用場所	倉庫、畜舎、地下室	<table border="1"> <tr> <td>使用場所</td> </tr> <tr> <td><u>以下の場所のうち、人が長時間留まらない区域：</u> 倉庫、畜舎、地下室</td> </tr> </table>	使用場所	<u>以下の場所のうち、人が長時間留まらない区域：</u> 倉庫、畜舎、地下室
使用場所					
倉庫、畜舎、地下室					
使用場所					
<u>以下の場所のうち、人が長時間留まらない区域：</u> 倉庫、畜舎、地下室					

(下線部：変更箇所)

(2) 「使用上の注意」の改定内容 (改訂箇所のみ抜粋)

改訂前	改訂後							
<table border="1"> <tr> <td>してはいけないこと</td> </tr> <tr> <td>1. <u>人が常時立ち入る場所及び飲食物（生鮮食料品、バター、パン等）が露出して置いてあるような戸棚及び生鮮食料品を取り扱う倉庫では使用しないこと。</u></td> </tr> <tr> <td>2. <u>人が常時立ち入る地下室では使用しないこと。</u></td> </tr> <tr> <td>3. <u>本剤は病室では使用しないこと。</u></td> </tr> </table>	してはいけないこと	1. <u>人が常時立ち入る場所及び飲食物（生鮮食料品、バター、パン等）が露出して置いてあるような戸棚及び生鮮食料品を取り扱う倉庫では使用しないこと。</u>	2. <u>人が常時立ち入る地下室では使用しないこと。</u>	3. <u>本剤は病室では使用しないこと。</u>	<table border="1"> <tr> <td>してはいけないこと</td> </tr> <tr> <td>1. <u>居室（客室、事務室、教室、病室を含む）では使用しないこと。なお、居室にある戸棚・キャビネット内などでも使用しないこと。</u></td> </tr> <tr> <td>2. <u>飲食する場所及び飲食物が露出している場所（食品倉庫など）では使用しないこと。</u></td> </tr> </table>	してはいけないこと	1. <u>居室（客室、事務室、教室、病室を含む）では使用しないこと。なお、居室にある戸棚・キャビネット内などでも使用しないこと。</u>	2. <u>飲食する場所及び飲食物が露出している場所（食品倉庫など）では使用しないこと。</u>
してはいけないこと								
1. <u>人が常時立ち入る場所及び飲食物（生鮮食料品、バター、パン等）が露出して置いてあるような戸棚及び生鮮食料品を取り扱う倉庫では使用しないこと。</u>								
2. <u>人が常時立ち入る地下室では使用しないこと。</u>								
3. <u>本剤は病室では使用しないこと。</u>								
してはいけないこと								
1. <u>居室（客室、事務室、教室、病室を含む）では使用しないこと。なお、居室にある戸棚・キャビネット内などでも使用しないこと。</u>								
2. <u>飲食する場所及び飲食物が露出している場所（食品倉庫など）では使用しないこと。</u>								

(下線部：変更箇所)

3. 改訂理由

ジク ロルボス樹脂蒸散剤の安全性についての厚生労働省による検討結果を踏まえ、「用法及び用量」並びに「使用上の注意」を改訂することとなりました。

消費者用「お知らせ文書」

(バポナ殺虫プレート／バポナハーフ殺虫プレート)

[A 6 版両面印刷]

(表 面)

ジクロロボス含有する樹脂蒸散剤（ジクロロボス樹脂蒸散剤）の使用に際してのご注意

本剤を使用される前には、必ず説明文書をお読みいただくとともに、特に以下の事項に注意して使用してください。

なお、本剤の使用後に、気分が悪くなったなどの状態があらわれた時は、薬局又は薬店にご連絡ください。

1. 「用法及び用量」で使用場所の一部が次のように改訂されました。

- 以下の場所のうち、人が長時間留まらない区域：
店舗、ホテル、旅館、工場、倉庫、畜舎、テント、地下室

2. 次のような場所では使用できませんので、ご注意ください。

- 居室（客室、事務室、教室、病室を含む）、居室にある戸棚・キャビネット内など
- 飲食する場所（食堂など）及び飲食物が露出している場所（調理場、食品倉庫、食品加工場など）

(裏 面)

本剤の説明文書が一部変更されました。（下線部：変更箇所）
使用する際には、本剤の説明文書の内容に加え、以下の事項についてもご注意ください。

【用法及び用量】

[使用場所]

以下の場所のうち、人が長時間留まらない区域：
店舗、ホテル、旅館、工場、倉庫、畜舎、テント、地下室

【使用上の注意】

してはいけないこと

1. 居室（客室、事務室、教室、病室を含む）では使用しないこと。
なお、居室にある戸棚・キャビネット内などでも使用しないこと。
2. 飲食する場所（食堂など）及び飲食物が露出している場所（調理場、食品倉庫、食品加工場など）では使用しないこと。

消費者用「お知らせ文書」

(バポナミニ殺虫プレート)

[A6版両面印刷]

(表 面)

ジクロールボス含有する樹脂蒸散剤（ジクロールボス樹脂蒸散剤）の使用に際してのご注意

本剤を使用される前には、必ず説明文書をお読みいただくとともに、特に以下の事項に注意して使用してください。

なお、本剤の使用後に、気分が悪くなったなどの状態があらわれた時は、薬局又は薬店にご連絡ください。

1. 「用法及び用量」で使用場所の一部が次のように改訂されました。

- 以下の場所のうち、人が長時間留まらない区域：
倉庫、畜舎、地下室

2. 次のような場所では使用できませんので、ご注意ください。

- 居室（客室、事務室、教室、病室を含む）、居室にある戸棚・キャビネット内など
- 飲食する場所及び飲食物が露出している場所（食品倉庫など）

(裏 面)

本剤の説明文書が一部変更されました。（下線部：変更箇所）
使用する際には、本剤の説明文書の内容に加え、以下の事項についてもご注意ください。

【用法及び用量】

[使用場所]

以下の場所のうち、人が長時間留まらない区域：
倉庫、畜舎、地下室

【使用上の注意】

してはいけないこと

1. 居室（客室、事務室、教室、病室を含む）では使用しないこと。
なお、居室にある戸棚・キャビネット内などでも使用しないこと。
2. 飲食する場所及び飲食物が露出している場所（食品倉庫など）
では使用しないこと。